

母子及び父子家庭等医療費助成事業の対象者拡大について

令和6年5月より、母子及び父子家庭等医療費助成の補助対象者が拡大されます。

下記の添付資料を確認していただき、該当する方は粟国村役場民生課までお問合せください。

母子及び父子家庭等
医療費助成事業について

粟国村に在住の父母のない児童を
養育する養育者世帯の皆様へ

令和6年5月より

養育者本人 が（主な生計維持者一人）
受診・負担した医療費（※1）も医療費助成の対象
となります。

※1 原則、申請後に受診・負担した医療費が対象です。

母子及び父子家庭等医療費助成事業の対象者※2)

令和6年4月時点

- ① 母子家庭の母と児童
- ② 父子家庭の父と児童
- ③ 養育者が養育する父母のない児童

令和6年5月以降

- ① 母子家庭の母と児童
- ② 父子家庭の父と児童
- ③ 養育者が養育する父母のない児童
- ④ 養育者本人(主な生計維持者一人)

※2 本事業の対象者については、児童扶養手当の支給要件に準じた所得制限があります。なお、公的年金等の受給により、児童扶養手当が全部支給停止となっている方については、本事業のみ対象となるケースもあります。

母子及び父子家庭等医療費助成事業の範囲

各医療保険診療にかかる自己負担分から **一部負担金**（※3）を引いた額が助成されます。また、医療費が高額になり、加入の保険から高額医療費、付加給付等が支給される場合は、その額を控除した額を助成します。

※3 **一部負担金の額**

[外来の場合] 1人、1か月、1保険医療機関ごとに1,000円

[入院の場合] なし

粟国村役場 民生課 担当：末吉

〒901-3792

住所 粟国村字東483番地

TEL 098-988-2017

FAX 098-988-2206

申請方法等の詳細は、HPをご覧ください。

粟国村HP

<https://www.vill.aguni.okinawa.jp>